

「長期履修制度」に関するご案内

1. 「長期履修制度」概要

本制度は、博士課程前期課程・修士課程・専門職学位課程に入学する者を対象とし、在学中に職業を有することにより、学修・研究時間を充分に取ることができず標準修業年限で修了することが困難な場合、標準修業年限を超え、在学年限（4年）の範囲内の期間において計画的に教育課程を履修することを認める制度です。長期履修制度が許可された場合は、標準修業年限で納入する授業料総額を、長期履修が許可された年限内（在学を予定している年限）で納入していただきます。

2. 申請資格

社会人入学試験で受験、合格、入学し、職業を有したまま修了しようとする者

3. 申請方法

(1)申請書類

①長期履修制度申請書（様式 LEI 6）

申請書の「申請理由」には、つぎの内容を記入してください。

- ・長期履修制度を申請する理由
- ・長期履修が許可された場合の履修・研究計画

②（社会人入学試験（一般）受験者のみ）在職証明書

- ・様式自由
- ・勤務先の社印・公印で証明したもの

(2)申請書類の提出について

入学試験出願時に、上記の申請書類を他の出願書類と共に送付してください。

4. 審議

提出された書類を基に、研究科教授会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として長期履修を許可または不許可を決定します。

5. 学費

長期履修制度が許可された場合の授業料は、標準修業年限（2年）で納入する授業料総額を、長期履修が許可された年限内（在学を予定している年限）で納入していただきます。

1学期あたりの授業料算出方法：

標準修業年限(2年)授業料総額 ÷ 長期履修が許可された学期数(在学を予定している学期数)

- ・入学金および諸会費は別途納入します。
- ・授業料総額は2019年度入学者の学費にて算出します。
- ・百円未満は繰り上げます。

例：言語教育情報研究科（2018年度授業料で算出し、入学金・諸会費は除いた場合）

■標準修業年限（2年）在学する場合

年次	第1年次		第2年次		合計
学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
授業料	400,000	400,000	400,000	400,000	1,600,000

■長期履修制度を利用し、3年（6学期）在学する場合

年次	第1年次		第2年次		第3年次		合計
学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
授業料	266,700	266,700	266,700	266,700	266,700	266,700	1,600,200

* 1学期あたりの授業料 $1,600,000円 \div 6学期 = 266,700円$ （百円未満は切り上げ）

6. 長期履修が許可された年限を変更する場合

原則として長期履修が許可された年限で履修し修了することとします。ただし、やむを得ず許可された年限を変更する必要がある場合は、変更手続きを期日までに行ってください。学費の取り扱いを変更します。

①長期履修が許可された年限より延長する場合

延長した学期の授業料については、標準修業年限を超過した学生と同様、通常の授業料の半額を適用します。

②長期履修が許可された年限より短縮する場合

既に納入された授業料総額と標準修業年限内での授業料総額との差額を算出し、不足する金額について、修了を短縮した場合の学期で納入していただくこととなります。なお、一度短縮が承認され、その後延長することになった場合、延長した学期の授業料については、通常の授業料の半額を適用します。